

暴力的な指導（体罰）の根絶及び児童・生徒理解に基づく指導の徹底について

八王子市立四谷中学校

★八王子市立四谷中学校の生活指導の方針と体罰防止の取り組みについて

Ⅰ 生活指導の方針・体制について

（１）生徒の心に寄り添う、共感的な指導

①問題行動等が起きた際には、事実関係をしっかり確認し、当事者の言い分等を丁寧に聞き取り、丁寧に理解を促す指導を行っていく。

②『是は是、否は否』を基本とし、毅然とした態度で、教師として生徒がより良く生きていけるような指導を行っていく。

③興奮したりする生徒に対しても辛抱強く接し、落ち着かせたうえで生徒自身にその行動を振り返らせ、考えるようにさせる。

③教職員の一方的な指導ではなく、問題行動が発生した原因を踏まえ生徒一人一人の心のケアに努めながら、保護者とも連携し、指導を行っていく。

（２）校内の言語環境を整える。

生徒間はもちろんのこと、教職員間での言語環境を整え、指導の際にも正しい言葉を遣い、威圧的な態度での指導は慎む。ただし、毅然とした指導は継続して行っていく。

（３）複数体制での指導の徹底

指導の際には教職員の感情的な指導を防止するため、複数体制で指導にあたり体罰の防止に努める。また、万が一暴力的な指導等が行われた際には速やかに管理職へ報告する。

（４）組織的な体制での指導の充実

小さなことでも全教員で情報の共有を迅速に行い、問題に対して生活指導部を中心として組織的に取り組む体制を準備しておく。

各学年や部活動内での問題も生活指導部を中心に組織的な指導に当たる。特にいじめ問題やSNSの問題等指導が困難な生徒については、いじめ対策委員会で指導の方針や指導後のケアも含めて協議し、一人の教員が抱え込んでしまうことのないような環境を作る。

(5) 積極的生活指導の充実

問題発生後の対応だけでなく、定期的に集会等で、今後心配される生活指導上の課題について生徒に情報提供や注意喚起を行い、問題行動を未然に防ぐ。

また、特別の教科道徳や特別活動等を中心に教育活動全般を通じて心の教育を充実させ、自尊感情や規範意識を高めることで生徒の健全育成を推進する。

2 体罰防止に向けた取組みについて

(1) 体罰防止スローガンの設定

体罰防止月間を受けて、職員室等に体罰防止ポスターを掲示するとともに、体罰を『しない・させない・許さない』の共通理解のもとで指導に当たっている。

(2) 校長による体罰根絶へ向けた面談の実施

夏季・冬季休業前に教職員一人一人と校長が面談を実施し、自己および同僚の暴力的な指導についての聞き取りを行い、予防に努めている。

(3) 体罰に関するアンケート調査の実施

暴力的な指導に関する生徒アンケートを実施し、情報が寄せられた場合は管理職が生徒から聞き取りを行い、教職員への指導や教育委員会への報告などを行う。

(4) 体罰防止セルフチェックの実施

全教職員が毎月、チェックリストで日常の指導を振り返り自己点検を行う。